

いよ

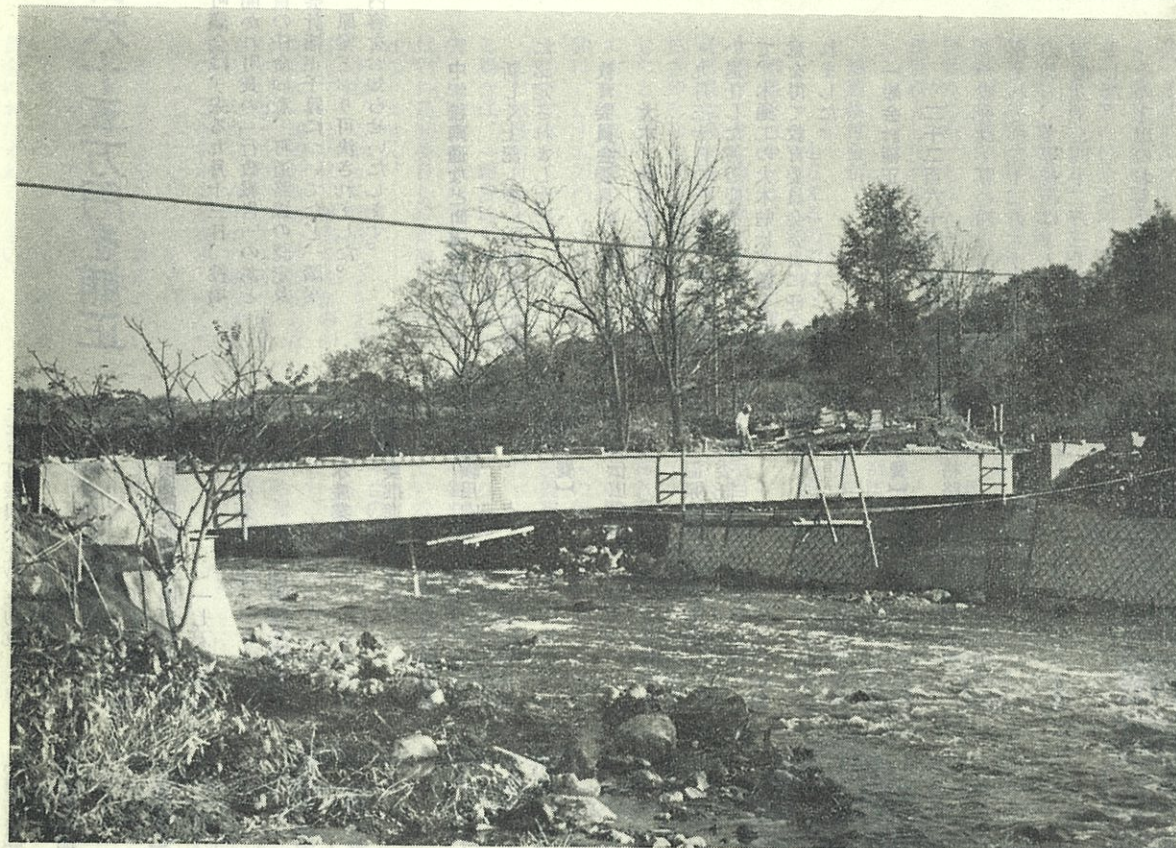
広報

ニセコ

昭和46年11月1日発行

No. 119

ニセコ町役場総務課



たいせつに保存をあとでお役に立ちます。

町の人口

男	2,701人
女	2,899人
計	5,600人
世帯数	1,389戸

(46年9月末現在)

町道初の鋼橋

真狩川橋架替工事完成まじか

市街地と里見、富丘、宮田方面をむすぶ主要幹線一町道ルベシベ通りの真狩川橋架替工事が、7月に着工し、いま急ピッチで工事の総仕上げが行なわれております。

真狩川橋は、町道初の鉄骨づくりの永久橋で、幅員、6m、長さ30.8m。本工事費は1,680万円です。

車輛通行禁止のため、みなさんにたいへんご迷惑をかけておりますが、11月末完成の予定ですので、もうしばらくの間ご辛抱くださり、ご協力くださるようお願いいたします。

昭和46年

11

月号

議会だより

第6回定例町議会

第六回定例町議会は、去る九月十三日、役場議場において開かれ町長の「行政報告」のあと教育委員会委員の任命同意、町道路線の認定及び変更、一般会計補正予算についてなど、議案六件を審議し、原案どおり可決されました。そのおもな内容をお知らせいたします。

二千二百六十五万円を補正

一般会計予算

* 認定された路線 *

路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長
中学校南通	後志澱粉工業所	ニセコ中学校前	6.5	310
病院前通	漆原住宅横	春日井住宅横	5.0	96
駅前東二線通	清水住宅前	重森金物店倉庫横	6.0	61
富川名無川通	富川集会所横	名 無 川	6.0	730
有島旧国道連絡線	坂 井 圃 場	旧 国 道	6.5	540

中学校南通など町道に認定
新しく上記(表)の路線が町道に認定されました。

教育委員会委員に

大木 勉氏を任命

九月三十日の任期満了にともない退任した渡辺慶治氏の後任として、本通二の大木勉氏が議会の同意を得て教育委員会委員に任命されました。

一般会計補正予算

二千二百六十五万円を追加

一般会計予算の補正は、才入出それぞれ二千二百六十五万円を追加し、予算総額は才入才出とも三億九千四百四十二万三千円となりました。
その才出のおもなものは

【総務費】

- ニセコ町振興公社設立助成 一五万円追加
- ニセコ町振興公社出捐金 一〇〇万円追加
- 西富市街地区防犯街路灯設置助成 一七万円追加
- 交通安全灯新設工事 一四万五千円追加
- 【農林水産業費】
- 甜菜酪農推進事業助成 二二万五千円追加
- 飼育試験用肉牛購入 一五万円追加
- 【商工費】
- 観光宣伝広告料 二〇万円追加
- ニセコ温泉郷源泉湯施設設計委託料 二〇万円追加
- 温泉ボーリング工事 二〇〇万円追加
- 【土木費】
- 道々昇格路線測量調査委託料 二一八万四千円追加
- 役場前通道路改良工事 六一五万円追加
- 水道管移設工事 九三万五千円追加
- 植田橋架替工事 五六万円追加

- 【消防費】
- 防火貯水槽新設、改修工事 二一三万円追加
- 【教育費】
- 公認グラウンド整備備品購入費 三五万五千円追加
- 【諸支出金】
- 土地購入費 三二七万二千円追加

- 簡水特別会計補正予算
- 簡水特別会計予算の補正は、才入才出それぞれ二百八万三千円を追加し、予算総額は、才入才出とも九百四十七万八千円となりました。
- その才出のおもなものは
- 宮田地区水源池補修工事 一六万円追加
- 給水受託工事 六三万円追加



町を去るに際して
遠藤 教 太 (ニセコ)

明治三十六年四月、入村以来在町七十年余、今日までニセコ町民として公私共に町民の皆さまにたいへんお世話になりました。つがな生活で生きてきたことを心から感謝いたしますとともに厚くお礼申し上げます。

石にも愛憎の気持がいつぱいでございます。

それにもましてニセコ町の皆さまとの心のふれあいによる暖かさは、私の生涯を通して終生忘れ得ぬ心の宝でございます。

ニセコ町の皆さま、ほんとうに長い間お世話になりました。ありがとうございました。

最後に、ニセコ町の皆さまのますます健康で幸福でありますよう心からお祈り申し上げますとともに、町のますます隆盛発展くださいますことをあわせてお祈りいたし、お礼のことばとお別れのあいさついたします。

児童手当制度ができました

- 農家分類に関する事
- 土地に関する事
- 農業生産の形態に関する事
- 農家の将来志向に関する事
- 農家のあつぎに関する事

離農給付金が

もらえるのでは?

離農給付金とは、これまで農業を統括してきた農業経営主が、その経営農地等を適格な第三者の規模拡大のために経営移譲をして離農したとき、その経営主(離農者)に対して支給されるもので、給付額は、三十五万円と十五万円の二とおりになっています。

この離農給付金を受けようとする場合は、「離農給付金支給申請書」を離農の日の翌日から三月以内に農業委員会に提出しなければなりません。

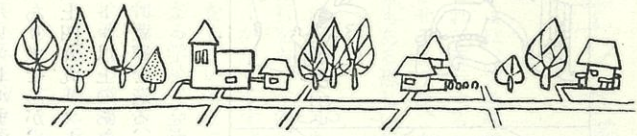
また、これから離農しようとする定している人は、離農する日の一年前に「離農計画書」を提出しなければ給付を受けることができません。ただし、今年中に離農する人は、この計画書を提出しなくてもよいことになっています。

該当すると思われる農家について、事情をよくご存じの方は、農業委員会にご相談ください。

なお、くわしいことは、農業委員会におたずねください。

農家基本台帳を作成

調査にご協力を



農業委員会だより

農業委員会では、農業の基礎資料となる「農家基本台帳」を作成することになりました。

作成期間は、来年の三月までとし、農委事務局において個別野帳ができあがり次第、農業委員の皆さんが調査員となつて、ききとり調査を行いますのでご協力くださるようお願いいたします。

調査の対象となる農家は、三〇アール以上の農地について耕作の業務を営む世帯です。

調査の内容は、大きくわけて次の六項目となります。

1、世帯員の地位および就業に関する事

児童が心身ともにすこやかに成長することは、みんなの願いであり、家庭と社会がともにも児童の健全な育成に努めることが望まれます。

このための施策のひとつとして児童手当法が生まれ、待望の児童手当制度がいよいよ昭和四十七年一月から発足することになりました。

＊児童手当が受けられる人は

(1)十八才未満の児童を三人以上養育しており、そのうち一人以上が義務教育終了前(当初は五才未満)の児童であること。

(2)その人の前年の収入が、一定の額(扶養親族が五人の場合二〇〇万円)に満たないこと。

なお、この児童手当は、各種の福祉年金や児童扶養手当などを受けている人でも支給されます。

＊児童手当の額は

児童手当の月額、三人以上の児童のうち、出生順にかぞえて三人目以降の児童で、義務教育終了前(当初は五才未満)のもの一人に三、〇〇〇円です。

＊児童手当の支給と実施

児童手当は、町長が支給を受ける資格があると認定した人に対して、昭和四十七年の一月分と二月分を三月に支払います。

なお、その後は、毎年度、六月

昭和47年1月から実施

年 度 区 分	適用される範囲
昭和47年1月1日から 昭和48年3月31日まで	昭和42年1月2日以降に 生れた児童
昭和48年4月1日から 昭和49年3月31日まで	昭和38年4月2日以降に 4れた児童
昭和49年4月1日から	義務教育終了前の全児童 (中学三年生まで)

住民課社会係では、認定請求の受付を行なっておりますので、該当すると思われる方は、早目に請求の手続きをしてください。

また、くわしいことは、社会係におたずねください。

長ばなしは迷惑

有線放送電話

通話の慣れとともに、有線放送電話の長ばなしがめだつてきています。

利用者のみなさんには、よくご存じのことと思いますが、話中になつていると、同じ回線の人は、どんなに急用があつても使用できないことになり、長ばなしは、他の人へ迷惑をかけることになります。

有線電話は、自分個人のものではなく、公共の施設ですから、おたがいに協力し合つて利用するよう心がけてください。

電話をかけるときは、話の内容をあらかじめまとめておき、要点だけを簡潔に、要領よく話すようにしましょう。

また、話し終つたならば、受話器は完全にかけましょう。

受話器がはずれていると、その回線は話中になり、他人に迷惑をかけるばかりでなく、障害不明の原因ともなります。

さらに、子どもさんがかける場合、どうしても遊びがちになりますので、通話の混雑する午前五時から午前七時まで、午後六時から午後九時まで、できるだけかぎり同士の話し合いをさけるようにはしましょう。このことについては家庭においても、十分ご指導くださるようお願いいたします。

石油のとり扱いに注意

暖房エネルギー革命のおりからことしの冬もまた石油ストーブの需要がそうとう増加するものと予想されます。

このため石油の需要も伸び、灯油のドラム缶買いがふえてきますところが、石油類は爆燃性の危険物であり、貯蔵については

暖房用石油の貯蔵は届出してから

消防法で定められております。灯油ならば、九九リットルまでは、とくに制限はありませんが、一〇〇リットル以上四九九リットルまでは、二メートル以上のあき地を周囲にとり、貯蔵庫を造る、

五〇〇リットル以上の場合には、耐火構造の貯蔵所、地下タンク等でない限り貯蔵できず、危険物取扱主任者免許を持つていなければ取扱うことができないことになっております。

近年、町内の火災や火事騒ぎの原因の半数以上は油によるものです。故障のストーブや油もれのする器具を使い、万一引火したら大火災になる危険もありますので、石油の貯蔵は、法定貯蔵数量以内とし、または、五〇〇リットル以上は完全な設備をして火気の取扱いはじゅうぶんに注意いたしましょう。

なお、法定貯蔵数量以上であったり、設備が完全でない場合、数量を超える石油類は業者が引きとることになりますのでご了承ください。



お知らせ

模造けん銃、刀剣類をお持ちのみなさまへ

銃砲刀剣関係の法律が一部改正され、だれでも、模造けん銃（金属で作られたけん銃によく似ている形のもの）を所持したり、模造刀剣類（金属で作られた、刀剣や、なぎなた、あいくち、飛出ナイフによく似ている形のもの）を携帯してはならないことになり違反すると処罰されます。

模造けん銃については、銃口を金属で密閉してさらに銃把部分を除いた外は全部を白色、または黄色で塗りつぶした場合は、持つことができます。

また、模造刀剣類については、家に置くことはよいのですが、正当な理由がないのに持ち歩くことは違反です。

模造けん銃や刀剣類をお持ちのみなさんは、十分ご注意ください。

飲酒運転で

あなたは天国

家族は地獄

納期のお知らせ	
＜緊急事件＞ 通報のダイヤルは	
公社線の場合	火災の通報 119
	事件の通報 110
有線の場合	火災の通報 3119
	事件の通報 2110
電話器のそばの見やすいところにはつておきましょう。	



インフルエンザ予防接種を受けよう

インフルエンザとは、急性呼吸器感染症です。これが流行すると社会機能をまひさせるような、大流行をおこすこともある恐ろしい伝染病です。

インフルエンザは伝染病のうち最も大きな流行をおこす病気で、年令に関係なくかかります。とくに集団生活をしているところ、または人が集まる学校、会社、事業所、工場などにお勤めの方、とくに小中学校は流行の増幅する場となりますから、積極的に予防接種をすべきだと思います。町では接種希望者の申込みを取りましたが、まだまだインフルエンザの恐ろしさがみなさんにご理解いただけていないように思われますので町民のみなさんに再度接種をおすすめいたします。

なお、実施予定はつきのとおりですが、接種希望者には直接連絡いたします。

十一月十二日
午後一時 ニセコ町公民館
この外にニセコ小中学校を別日程として第一回目を予定、二回目は一週間後となります。

代金は二回分
大人 二五〇円
小中学生 一五〇円
幼児 一〇〇円の割です。

人間ドック受診申込を受けています

国保被保険者を対象

国民健康保険事業の一環である成人病対策について、今回人間ドック受診者の希望を取りまとめることになりました。希望者先着十五名に限り、経費については町費負担一万六千円、個人負担六千円で計二万二千円の予定です。

人間ドックにおいて受診日数は二泊三日で、場所は小樽市立病院を予定しておりますので希望者は十一月十日までに本人が直接住民課関係に申込みしてください。

検査日程については申込み者がまとまり次第本人あて通知します。参考までに申し上げますと、ことし本町でガンセンターの協力により実施した胃ガン検査の結果、なんらかの異常のある方が受診者



文化まつり
とき 11月5日～11月7日
ところ 公民館・農協会議室

行事日程
▶5日(金) 午前9時～午後5時
鑑賞石、生花、手芸展示会(公民館)
写真展(公民館)
短歌(公民館)
書道(農協)
▶6日(土) 鑑賞石、生花、手芸展示会。(午前9時～12時)
箏曲、バレエ(公民館 午後2時～6時)
写真展、お茶席(公民館 午前9時～午後5時)
書道(農協)
▶7日(日)
詩吟(公民館 午後0時～6時)

町をあげて盛大な文化まつりが開催されますので、皆さま多数ご来場くださり、心ゆくまで鑑賞くださるようご案内いたします。

昭和46年度 女子青年学級開設

開設期間 昭和46年12月1日から昭和47年3月31日まで
毎日9時から16時まで
日曜日、祝祭日及び年末年始は休みとする。

開設科目 洋裁科、編物科
その他一般教養講座は随時行なう

開設場所 ニセコ町社会教育会館
受講料 月一、〇〇〇円、但しその月の出席が五日未満の場合は月額2分の1

開講式 昭和46年12月1日 午前10時 ニセコ町公民館講堂

受講申込書の提出は、11月15日まで必ず教育委員会に提出ねがいます。



野犬掃とうを実施

ご承知のとおり畜犬は二米以内の鎖または皮ひもなどによりつないで飼うことが原則ですが、守られていない方がまことに多いのです。畜犬は、はなし飼いをしているのではありません。

適切な運動もたいせつですが、

そのときは、畜犬主が管理しながら行なってください。

今後は予告なしに野犬掃とうを実施します。もし畜犬といえども野放しの場合は野犬とみなし処分することがありますので注意してください。また故意にこれがなされようとする場合は法の定めるところによって罰せられることがあります。今後は故意と思われるものはどんどん摘発しますから充分畜犬主は法を守るようにしてください。

また畜犬の場合、九十一日たつたものは、必ず登録を必要としますので衛生係に申し出てください。

十一月八日
午後一時 藤山小学校
二時 近藤小学校

十一月九日
午後一時 宮田小学校
一時三十分 福井小学校
二時 桂 中学校

時間を守ろう…何ごとも能率的に…

ことわざに「時は金なり」という言葉がありますが、日常生活の中で時間をたいせつにし、時間を守ることは重要なことではありません。しかし、このことが一般的にあまり重要視されず、生活の中に生かされていないのが実状のようです。部落での集会、会社や農協、役場などでの重要な会議など時間厳守の励行をお願いしていてもなかなか時間どおりに集まらずに始まっています。

このようなことは、待つ人にとって迷惑ともなり、貴重な時間を「むだにしてしまった」ということになるのです。おたがいに、能率的な毎日を送るためにも、時間をたいせつにする習慣を身につけましょう。また、会議や会合など、時間までにとりしても出席できないときまたは、欠席するときは、前もって知らせておく心がけもたいせつなことです。

戸籍メモ

結婚したら、すぐに婚姻届を出しなさい。

婚姻届は受理されます。盛大な式を挙げても届出をしなければ法律上、夫婦と認められません。相続権もなければ、夫婦間の法律上の権利も保護されなければ、夫が正常な夫婦の子とみられない場合もでてきます。

献血にご協力を

とき 11月9日
午前10時～午後3時
ところ 役場前広場

ちよつとの時間で済みますので、街におでかけのときは、ぜひ立ち寄り献血にご協力ください。

四〇〇円を添えて申し出をすれば、婚姻届受理証明書を交付します。一生の記念に飾っておくのもほほえましいことです。

十月一日付

〔町〕の〔人〕事

産業課農林係兼商工係、農地開発係（住民課国民健康保険係兼衛生係）
高木 幸雄

住民課国民健康保険係兼衛生係（産業課農林係兼商工係、農地開発係）
中村 正典

水道の使用中止・変更などの

届出は完全に

水道の利用について、次のような異動があるときは、前もって水道係に異動の届出をしてください。

1. 水道の使用をやめるとき
2. 用途を変更するとき
3. 水道の利用者の氏名または住所に変更があったとき

戸籍の窓口

8月21日から

10月20日まで

▶ご結婚おめでとう

久保政満	神山義雄	打田勝木	佐々木一喜	片岡野積	浅久郡斎	向美雄	堀小田	島松田	笑節中	子美子	子博子	子江子	子良子	子村良子	子つや子	(福井)	(共栄)	(本通)	(本通)	(本通)	(中央)	(有島)	(本通)	(温泉)
------	------	------	-------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

▶お誕生おめでとう

岡本歌子	藤一紀	大橋勇治	佐々木恵	吉岡美恵	笹塚智美	米谷昌博	幸邦正	弘善男	幸紀喜	弘善男	幸智吉	幸正	(有島)	(共栄)	(別太)	(本通)	(本通)	(黒川)	(本通)
------	-----	------	------	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	----	------	------	------	------	------	------	------

▶おくやみ申し上げます

佐藤音治	根元せん	高橋永吉	高橋チヨ	高橋繁雄	坂本雪太	83才	85才	81才	68才	87才	88才	(元町)	(昆布)	(豊里)	(里見)	(小花)	(本通)
------	------	------	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------